

## 承認第 4 号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年 5 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 7 号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

### 処分理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、これに従い又は参酌して定めた本条例に所要の改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（最低基準の向上）

第3条の2 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条第1項中「事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）」を「事業者」に改め、同条第3項を削る。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。